

## 12 外国の著作物等の保護

著作物等は、国境を越えて利用されるため、世界中の国々はさまざまな多国間条約を結んでお互いに著作物等を保護しています。例えば、日本では、ドイツ人（ベルヌ同盟国国民）の著作物等は日本の著作権法によって保護され、逆にドイツでは、日本人の著作物等はドイツの著作権法によって保護されます。

### （1）著作権関係条約の原則

- ① 無方式主義：著作権・著作隣接権を享有及び行使する際に、登録、作品の納入、著作権の表示など、いかなる方式も必要としないという原則です。
- ② 内国民待遇：自国民に与えている保護と同等以上の保護を条約締結国民に与える、という原則です。

ベルヌ型の内国民待遇：国内法で規定している権利については、条約に規定していなくても内国民待遇を付与

ローマ型の内国民待遇：条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与

### ③ 遡及効

遡 及：条約の発効前に創作された著作物等であっても、発効時に保護されていたものについては保護

不遡及：条約の発効後に創作された著作物等についてのみ保護

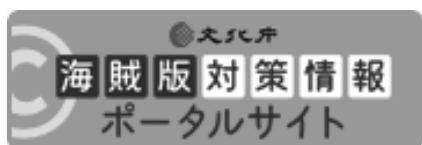
条 約 名		項 目	内国民待遇	遡及効
著作権	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約		ベルヌ型	遡 及
	著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT、WIPO著作権条約）		ベルヌ型	遡 及
著作隣接権	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約、ローマ条約）		ローマ型	不遡及
	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT、WIPO実演・レコード条約）		ローマ型	遡 及
	視聴覚的実演に関する北京条約		ローマ型	遡 及
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）			著作権：ベルヌ型 著作隣接権：ローマ型	遡 及

※各条約の内容については105頁以降を参照

## (2) 海賊版対策

デジタル化・ネットワーク化の進展により、誰もが著作物を創作し、流通させることができる社会となりましたが、海賊版被害に関する対策として、令和2年にリーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を内容とする著作権法の改正が行われました。

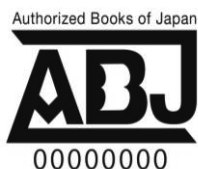
文化庁では、制度改正のほか、国際連携・国際執行の強化等を図るとともに、インターネット上の海賊版対策に関する普及啓発に積極的に取り組んでいます。令和4年8月には、海賊版対策情報ポータルサイトを公開、海賊版による著作権侵害の相談窓口を開設しました。詳細については、右QRコードよりご確認ください。



また、著作権関係団体においても、健全なコンテンツ市場の発展のため、正規版のサービスであることを示すマークを作成するなど、海賊版対策に関する取組が進められています。

### 「ABJマーク」

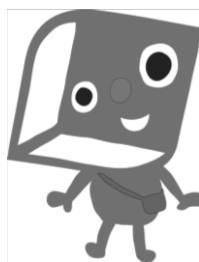
ABJマークは、マンガや書籍の電子書店・電子配信サービスに関する正規版マークです。



※ (一社) ABJ 提供

### 「エルマーク」

エルマークは、音楽や映像の配信サービスに関する正規版マークです。



エルマーくん

※ (一社) 日本レコード協会 提供

## 「コンテンツ海外流通促進機構（CODA）」

文化庁と経済産業省の呼びかけにより、日本のコンテンツ産業の積極的な海外展開とともに、海外における海賊版対策を講じていくため、著作権関連団体、コンテンツ関連企業等が平成 14（2002）年 8 月に発足させた民間組織。平成 21（2009）年 4 月 1 日に一般社団法人（非営利型）として設立。令和 4（2022）年 4 月現在、企業会員 33 社、団体会員 12 団体、賛助会員 9 社/団体が参加しています。

### 【参考】◎マークについて

書籍の巻末やマンガ・写真などの片隅に「◎」（コピーライト・マーク）という表示がよくみられますが、これは、次のような趣旨で設けられたものです。

著作権保護が進んだヨーロッパ諸国や日本では、基本条約である「ベルヌ条約」に基づいて、「著作権は、申請・審査・登録などの手続きを一切必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与される」（無方式主義）という制度が、すでに 100 年以上も前から確立されていました。

これに対して、アメリカなどいくつかの国では、「著作権を得るためには、政府機関への登録等が必要」（方式主義）という制度が、最近まで維持されてきました。

このため、日本やヨーロッパの著作物は、アメリカでは（登録をしない限り）保護されないという事態になっていましたが、この問題を解決するために、昭和 27（1952）年に「万国著作権条約」が制定され、この条約の規定により、著作物に「◎」等を付しておくことによって、アメリカなど「登録を義務づけている国」においても、「登録されているものとみなして保護される」ことになったのです。

しかし、アメリカも平成元（1989）年によくベルヌ条約を締結（日本が締結したのは明治 32（1899）年）して「無方式主義」に移行し、令和 4（2022）年 3 月には、万国著作権条約の全加盟国がベルヌ条約の加盟国となりました。

このため、「◎」を付す法的な意味はほとんどなくなっていますが、現在では、権利者名を示すためのマークなどとして利用されており、広く一般に著作権を意識してもらうためのツールになっているようです。

